参考1

福岡県森林環境税を活用した新たな取組

これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30年度以降も福岡県森林環境税を継続し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や森林を守り育てる気運の向上に向けた施策に取り組んでいます。

1 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

(1) 荒廃森林の整備

- 効果を長期的に発揮できる強度間伐等の工種を追加し、市町村が実施する森林整備を支援
- 森林整備と併せ、流木化する可能性の高い立木は伐採・搬出、急傾斜地では間伐材を利用した柵工を設置
- やむを得ず公的な管理が必要な森林の取得に要する経費等を支援

針葉樹と広葉樹が混在する森林

(2) 間伐実施体制の構築

- 自伐林家を育成するための技術研修を実施
- 自伐用機材の導入経費を支援
- 木材の集出荷場の整備経費を支援

自伐用機材
（小型バックホウと林内作業車）

(3) 松くい虫防除対策の強化

- 被害木の伐採・焼却等の駆除対策への支援を拡充
- 薬剤散布等の予防対策を支援

2 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

(1) 森林（もり）づくり活動の公募

- 県民が自ら企画立案し、実行する森林（もり）づくり活動への支援を拡充

森林の整備・保全活動を行う
ボランティア団体

(2) 森林にふれあう機会の創出

- 県民が身近にふれあえる森林の整備を支援

県民が身近にふれあえる森林

(3) 森林の重要性の情報発信

- 媒体やイベントにより事業の公表・啓発を実施
- 森林環境教育の実施校を拡大
- 森林（もり）づくり活動安全講習会を開催

参考2

福岡県森林環境税条例

平成十八年十二月二十七日
福岡県条例第六十二号

福岡県森林環境税条例をここに公布する。

福岡県森林環境税条例

（課税の目的）

第一条　県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課する。

（定義）

第二条　この条例において「森林環境税」とは、次条及び第四条第一項の規定による加算額をいう。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第三条　個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第四条　法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の十二の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における県税条例第二十条の十二第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例（平成十八年福岡県条例第六十二号）第四条第一項」とする。

（基金への積立て）

第五条　知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金（福岡県森林環境税基金条例（平成十八年福岡県条例第六十四号）に基づく福岡県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成一九年規則第六四号で平成二〇年四月一日から施行）

（個人の森林環境税に関する経過措置）

2　第三条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

（法人等の森林環境税に関する経過措置）

3　第四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

（検討）

4　知事は、この条例の施行後十五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（平二四条例七二・平二九条例二七・一部改正）

（特例）

5　平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第三条の規定の適用については、同条中「第二十条の六」とあるのは「付則第六条の二第四項」と、「同条に定める額」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十条の六に定める額」とする。

（平二四条例七・追加）

附　則（平成二四年条例第七号）抄

（施行期日）

第一条　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

参考3

福岡県森林環境税基金条例

平成十八年十二月二十七日
福岡県条例第六十四号

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。

福岡県森林環境税基金条例

（設置）
第一条　森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）
第二条　基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例（平成十八年福岡県条例第六十二号）第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）
第三条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）
第四条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）
第五条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）
第六条　知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）
第七条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成二〇年四月一日）